

## 「SDGs の取組み」が大きく前進！

～日本水フォーラムが運営する JWF ファンドに 20 万円を寄付～

当組合は「SDGs 推進の取組み」を事業方針の一つに掲げております。

発刊以来好評の「管工機材の教科書」ですが、2023 年版においては、管工機材業界において SDGs に熱心に取り組んでいる、23 社の事例を掲載しています。さらに、教科書の販売代金のうち 1 冊あたり 50 円を JWF ファンドに寄付することを決定していましたが、今般、これが実現しました。

2 月 2 日、向山理事長、落合理事が、日本水フォーラム竹村代表理事を訪ね、20 万円の目録をお渡ししました。

竹村代表理事からは、組合の寄付に謝意が示されるとともに、感謝状の贈呈がありました。

水の重要性が改めて意識される中、竹村代表理事からは持続可能な水インフラ整備には民間の知恵が必要と表明され、向山理事長は、全国管工機材商業連合会を窓口にも今後も情報交換を続けていきたいと応えました。



【日本水フォーラムの竹村公太郎代表理事(中央)から感謝状を頂きました。】



【東管機組合向山理事長と日本水フォーラム竹村代表理事による意見交換】



Japan Water Forum  
日本水フォーラム

# 感謝状

東京管工機材商業協同組合 御中

貴団体は、特定非営利活動法人日本水フォーラムの水に関する支援活動へご寄付を賜りました。

世界で多くの方々が、水に関連する問題に直面し、苦しんでいることにご理解をいただき、そのような方々を支援する取り組みに、ご支援を賜りましたことに深く感謝の意を表します。

令和六年一月吉日

特定非営利活動法人日本水フォーラム

事務局長

竹村公太郎



## 寄附金受領証明書

住 所 東京都千代田区岩本町1-7-6 MURAYOKU BUILDING2階

氏 名 東京管工機材商業協同組合

金 額 ¥200,000.-

(但し、国際貢献基金として )

上記の金額を受領いたしました。

令和6年1月25日

※ 本法人に対する寄附金は東京都の条例指定対象寄附金です。

認定通知書の番号 31生都管第1568号  
認定年月日 令和2年2月3日  
東京都中央区日本橋箱崎町5番4号アライズ第2ビル6階  
特定非営利活動法人 日本水フォーラム  
代表理事 竹村 公太郎

(注1) 上記の金額は、当法人の行う特定非営利活動にかかる事業の寄附金として受領した金額であり、租税特別措置法第41条の18の2第1項及び同法第66条の11の2第2項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金に該当することを証明いたします。

(注2) この寄附金を東京都が条例で指定している団体に支払った翌年の1月1日現在、都内にお住まいの方は、確定申告書を所轄の税務署へ本証明書を添付し申告することにより、所得税、個人住民税の税制上の優遇措置を受けられます。

所得税の確定申告の義務がない方は、寄附を行った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町 村へ住民税申告を行うことにより、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

※ この寄附金の支出による税制上の優遇措置の適用を受けるためには、この「寄附金受領証明書」が必要となりますので大切に保管してください。